

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【公開番号】特開2020-114460(P2020-114460A)

【公開日】令和2年7月30日(2020.7.30)

【年通号数】公開・登録公報2020-030

【出願番号】特願2020-67889(P2020-67889)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 3 1

A 6 3 F 5/04 6 1 4 B

【手続補正書】

【提出日】令和2年10月1日(2020.10.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

スタートレバーと、

複数のリールと、

複数のストップボタンと、

所定のサブボタンと、を有し、

所定のサブボタンの操作を促す所定の促進報知演出と、所定の応答演出を実行可能とし、

スタートレバーの操作が行われた後に、所定の促進報知演出を実行可能であり、

所定の促進報知演出を実行中であって、ストップボタンに対する最初の停止操作が行われる前に所定のサブボタンに対する操作が行われた場合には所定の応答演出を実行可能とし、

所定の促進報知演出を実行中であって、所定のサブボタンに対する操作が行われる前にストップボタンに対する最初の停止操作が行われた場合にも所定の応答演出を実行可能とし、

所定の応答演出は、ストップボタンに対する停止操作を契機として終了せず、複数のリールが全て停止した後も継続して実行可能とし、

次の遊技のスタートレバーの操作が行われた後に、所定の応答演出と異なる所定の演出を実行可能とすることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

前記課題を解決するために、本発明に係る遊技機は、スタートレバーと、複数のリールと、複数のストップボタンと、所定のサブボタンと、を有し、所定のサブボタンの操作を促す所定の促進報知演出と、所定の応答演出を実行可能とし、スタートレバーの操作が行われた後に、所定の促進報知演出を実行可能であり、所定の促進報知演出を実行中であつ

て、ストップボタンに対する最初の停止操作が行われる前に所定のサブボタンに対する操作が行われた場合には所定の応答演出を実行可能とし、所定の促進報知演出を実行中であって、所定のサブボタンに対する操作が行われる前にストップボタンに対する最初の停止操作が行われた場合にも所定の応答演出を実行可能とし、所定の応答演出は、ストップボタンに対する停止操作を契機として終了せず、複数のリールが全て停止した後も継続して実行可能とし、次の遊技のスタートレバーの操作が行われた後に、所定の応答演出と異なる所定の演出を実行可能とすることを特徴とする。

また、本発明の変更例に係る遊技機は、図柄が付された複数のリールと、役抽選により当選役を決定する当選役決定手段と、前記複数のリールの各々に対応した複数のストップボタンと、前記複数のリールの作動を制御するリール制御手段と、を有し、前記当選役決定手段による抽選結果には、複数のストップボタンの操作態様により入賞役の図柄組合せが有効ライン上に停止表示される確率が異なる複数の操作対応役の何れかが当選する特定役抽選結果を含み、前記リール制御手段は、前記特定役抽選結果となった遊技において、前記特定役抽選結果に対応付けられた複数種類の押し順のうち所定の押し順で複数のストップボタンが操作されたときは、第1の図柄組合せをタイミングによらず停止表示し、複数のストップボタンの操作が複数種類の押し順のうち前記所定の押し順とは異なる押し順で操作されたときは、第2の図柄組合せをタイミングによっては停止表示可能とし、第1停止操作で所定のリールに対して所定のタイミングで停止操作がされたときは、第3の図柄組合せを残りのリールに対する操作タイミングによらず停止表示し、第1停止操作で前記所定のリールに対して前記所定のタイミングとは異なるタイミングで操作がされたときは、第4の図柄組合せを残りのリールに対する操作タイミングによっては停止表示可能とし、前記特定役抽選結果に対応付けられた複数種類の押し順で操作して前記第1の図柄組合せ又は前記第2の図柄組合せが停止表示される確率と、前記第1停止操作で前記所定のリールに対する停止操作がされた場合の、前記第3の図柄組合せ又は前記第4の図柄組合せが停止表示される確率とが同一であることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

また、本発明の変更例に係る遊技機は、次式の条件を満足することが好ましい。

$$A / S + B \times T = C / P + Q \times D$$

$$1 / S + T = 1 / P + Q$$

但し、

S：前記特定役抽選結果に対応付けられる押し順の選択数 T：前記所定の押し順とは異なる押し順で操作されたときに前記第2の図柄組合せが停止表示される確率の平均値

P：前記特定役抽選結果に対応付けられるタイミングの選択数

Q：前記所定のタイミングとは異なるタイミングで操作がされたときに前記第4の図柄組合せが停止表示される確率の平均値

A：前記第1の図柄組合せが停止表示されたときの遊技媒体の払出枚数

B：前記第2の図柄組合せが停止表示されたときの遊技媒体の払出枚数

C：前記第3の図柄組合せが停止表示されたときの遊技媒体の払出枚数

D：前記第4の図柄組合せが停止表示されたときの遊技媒体の払出枚数

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の変更例に係る遊技を以上のように構成すると、第1停止操作で第1リールに対して停止操作をするか、第2リールに対して停止操作をするかで、遊技方法（押し順か目押し）を選択することができる。このとき、押し順で遊技を行っても、目押しで遊技を行っても有利度、利益に差が生じない。